**中央区赤い羽根地域づくり助成要綱**

**（趣　旨）**

**第１条**　この要綱は、中央区共同募金委員会が共同募金の配分金の一部を財源として、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らせることを目的に、中央区内（以下「区内」という。）の地域福祉のために事業を実施する団体を公募し、その活動に要する経費の一部を助成するために必要な事項を定めるものとする。

**（助成の目的）**

**第２条**　区内の実情に応じた、団体等の多彩な活動を財政面から支え、特に、民間の社会福祉事業者等の先駆的な事業等を支援すると共に、寄付者の意思を尊重し、適正公平かつ社会福祉の増進に効果のある活動に対し助成することを目的とする。

**（助成対象団体）**

**第３条**　助成対象は、社会福祉を目的とする団体であって次の各号に該当する団体とする。

（１）社会福祉法第２条第２項及び３項に規定する事業を行う施設・団体

（２）公益法人、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人、民間非営利組織（ＮＰＯ）

（３）その他、区内において先駆的事業等を実施することが可能であると本会が認めた団体

**２**　法人格を有しない団体であっても、法人同様に規約があり運営体制等が整備され、独立、主体的運営がなされている場合は、助成の対象とする。

**３**営利を目的とする団体、政治目的をもつ団体、宗教団体は助成の対象としない。ただし、団体から独立した運営がなされている団体の場合は、助成の対象とすることができる。

**（欠格事由）**

**第４条**　助成を受けようとする団体が、次の各号のいずれかに該当する時は、助成の対

象外とする。

（１）団体の規約、活動実績及び財務状況を公表できない団体

（２）過去３年以内に、共同募金の配分事業に関して、本会の定める期間内に指定の様式に則った実績報告書の提出がなされなかった団体

**（対象事業）**

**第５条**　公募助成の対象は、原則として、既存の助成制度で対応出来ない事業であり

次の各号のいずれかに該当する事業等とする。

（１）Aタイプ

①　区内の福祉課題に対応する先駆的な事業

②　区内の地域福祉向上のために行われる地域課題に対する事業

③　区内の社会福祉施設の福祉向上のために行われる事業

（２）B・Cタイプ

①　区内の新たな活動の場、グループの組織化事業

②　区内の既存組織・事業の中の新たな取組み事業

③　区内の既存組織の事業の充実

**２**　前項に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当する事業については対象外とする。

（１）区外で行う事業

（２）年度内に実施できない事業

（３）助成金以外の収入が期待でき、これによって実施できる事業

**（配分額）**

**第６条**　助成に必要な配分予算額は、中央区共同募金委員会の会長が年度毎に定めるも

のとする。

**（助成申請）**

**第７条**　助成を受けようとする団体は、申請書と必要書類（以下「申請書等」という。）

を本会が指定した期日までに本会に提出するものとする。

**（要件審査）**

**第８条**　本会は、提出された申請書類に基づき要件審査を行い、要件不備の場合は、理

由を付して、申請団体に通知する。

**（企画提案会の開催）**

**第９条**　本会は、審査会において、申請団体に対して、企画提案会での提案説明を求め

ることができる。

**２**本会は、前項により提案説明を求められた申請団体が企画提案会を本会の承諾を得

ず、欠席した場合は、不採択とする。

**（審　査）**

**第１０条**　申請された事業等の内容の審査は、中央区共同募金委員会審査委員会規程第

２条第３号により、当該審査会を開催し、別表１および別表２の基準によって公正な

審査に基づき助成額を決定する。

**２**　公募助成団体の申請額の総額が当会の予算額を上回る場合は、審査点数が上位の申請事業から予算額の範囲内で助成する。

**３**その他、審査に必要な基準は別表３に定める。

**（報告の尊重及び助成額の決定）**

**第１１条**　本会は、前条に定める報告を尊重し、助成先、助成額等を決定するものとする。

**（助成決定通知）**

**第１２条**　本会は申請団体に対して、審査委員会で決定された内容を通知するものとする。

**２**　本会は、前項の報告に基づき、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を

付することができる。また、その履行状況を確認するため条件に対する報告を求めることができる。

**（助成金の交付）**

**第１３条**　前条の決定通知を受けた団体（以下「助成団体」という。）は、本会が定める

助成請求書を本会に事前に提出すものとする。本会は、請求書受理後、速やかにこれを

支出するものとする。

**（採択事業内容の変更）**

**第１４条**助成団体が、やむを得ない事情により配分金の使途を変更する場合は、使途

変更申請書を本会に提出し、承認を受けなければならない。

**（助成の変更・取消）**

**第１５条**　助成団体が事業を実施するにあたり、次の各号のいずれかに該当する場合は、

本会は、助成決定を変更もしくは取消し、助成金の一部もしくは全額を返還させることができる。

（１）助成決定後、事業等実施が不可能になった場合、または、事業の一部が実施不能

　　となった場合

（２）助成金を指定された事業以外に使用した場合

（３）予算どおりの執行に著しく反する場合

（４）その他、本会の指導に従わない等、本会が不適当と認めた場合

**(事業報告)**

**第１６条**　助成団体は、事業の完了後に、別途定める報告書に必要書類を添えて、事業

の完了した日から３０日を経過する日、または本会が指定する日までに、本会に提出

するものとする。

附　則　この要綱は、令和元年９月４日から施行する。

**２** 　社会福祉法人神戸市中央区社会福祉協議会 中央区赤い羽根地域づくり助成要綱(平成２７年９月３日施行)は、これを廃止する。

附　則　この要綱は、令和６年３月５日から施行する。

附　則　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（第１０条）

|  |
| --- |
| 審査対象項目 |
| （公益性・社協活動との親和性に関する項目）   1. 事業の対象とする福祉課題が区民のニーズを反映しているか 2. より広く区民の利益になっているか 3. ねらいや事業内容が社協の目的・方針に沿っているか |
| （実現性に関する項目）   1. 収支計画・事業計画ともに具体的で、実現可能な体制が整っているか 2. 助成事業終了後も事業の継続性は期待できるか |
| （先駆性に関する項目）   1. 福祉課題解決のための新たな提案が含まれているか 2. 市民福祉活動へのインパクトがあるか 3. 新たな活動者の発掘や市民への福祉啓発の効果が期待できるか |

別表２（第１０条）

|  |  |
| --- | --- |
| **審査点数に基づく助成額** | |
| **審査点数** | **助成額（100円以下切り捨て）** |
| 0点～16点 | 助成無し |
| 17点～23点 | 査定額×90％ |
| 24点～40点 | 査定額×100％ |

別表３（第１０条） 　　　　　　　　　　　　　　令和７年４月１日現在

　共同募金配分金事業「中央区赤い羽根地域づくり助成」

助成金交付基準

　　１．　交通費：1人1日500円を上限とする。

２．　謝金：原則、講師謝金については、社会通念上妥当と思われる額を助成対象とし、本会が妥当でないと判断される場合は、減額対象とする。 また、ボランティアに対する謝金は対象外とする。

３．　消耗品費、印刷費、通信費：妥当と思われる額を助成対象とし、本会で妥当でないと判断される場合は、減額対象とする。

　　４．　消耗品費：行事において、参加者等に配布する記念品等の単価は1,000円を

　　　　　上限とする。

５．　使用料：会場使用料は原則、1回10,000円を上限とする。

６．　備品費：事業の実施にあたって、不要と思われる備品等は助成対象外とする。

７．　備品費：事業の実施にあたって、必要な備品であっても耐用年数の長い備品

（パソコン、プリンター、デジカメなど）については、減額の対象とする。

８．　保険料：兵庫県ボランティア市民活動災害共済、活動行事用保険の額を妥当

とする。

９．　総事業費の8割が助成申請の上限とする（Aタイプのみ）。

　　１０．助成対象団体の会員の飲食及びアルコール飲料に関する経費は助成対象外と

する。